

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年11月24日（木曜日） 午前10時29分～午前11時34分
場 所 白杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 内藤 康弘 副委員長 匹田 郁
委 員 芝田 英範 委 員 川辺 隆 委 員 匹田久美子
委 員 広田 精治 委 員 大塚 州章

オブザーバー

議 長 梅田 徳男 副議長 戸匹 映二

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

総務課長 柴田 監 財務経営課長 荻野 浩一

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 後藤 秀隆 書記 高橋 悠樹 主査 大井智香子

傍聴者

（ な し ）

協議事項

- I. 議案等について
- II. 会期日程について
- III. 議事日程について
- IV. 一般質問発言順序について
- V. 代表質問における関連質問について
- VI. 定例会に関する諸連絡について
- VII. 感染症対策について
- VIII. 個人情報保護に関する条例について

IX. 行政視察について

午前10時29分 開議

執行部より、令和4年12月定例会の議案等について説明を受ける。

◎総務課長（柴田 監）

（議案について配付資料に基づき説明）

◎財務経営課長（荻野浩一）

（補正予算について配付資料に基づき説明）

I. 議案等について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

午前10時46分 休憩

午前10時51分 再開

陳情書の取り扱いについて協議

「民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情書」

（委員の意見）

- ・具体的に言えば、ある団体のことを言っているのであろうが、この陳情項目2つを見れば、国の決議を飛び越して、白杵市がこういう判断をすることはない。書かれていることに矛盾はない。取り上げることに問題はない。
- ・陳情書については、請願書や決議案と違って議場に配付し、議会としての対応は示していない。市民から出された陳情書を、従前通り議場に配付することについては、積極的に対応すべき。
- ・配付するだけで強制力はないが、取り扱いは議会運営委員会で判断するという事で理解した。
- ・この陳情書の内容については、具体的な団体名がはっきり出ていない。特定の団体を指したり、憲法に違反していることはないので、この陳情書は今回取り扱うべき。
- ・こういうものは議会運営委員会の前に、1日でも前もって、じっくり目を通せるような時間を与えてほしい。

・陳情書に強制力がないのは、そうだと思うが。人権などの問題を考えたときに、例えば性的マイノリティーを攻撃するような団体が、こういう陳情書をあちこちの市町村に出して、インターネット上に、こんなにたくさんの議会で議案として取り上げられた。だから、これは大問題だというふうに、ネット上でPRする材料に使うことがある。だから、一定の議論は事前に必要である。

協議の結果、団体や個人を特定しているものではないため、議場配付を行うこととした。

II. 会期日程について

III. 議事日程について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき一括説明）

IV. 一般質問発言順序について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明） 抽選結果は別紙のとおり

V. 代表質問における関連質問について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

VI. 定例会に関する諸連絡について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

1. 連合審査会の開催について

2. 決算委員長長の報告に対する質疑・討論の通告について

3. 全員協議会について

4. 質疑の取り扱いについて

5. 次回、会議開催予定

VII. 感染症対策について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

VIII. 個人情報保護に関する条例について

◎局長（林 昌英）

（配付資料に基づき説明）

IX. 行政視察について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

午前11時34分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和4年11月24日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 内藤康弘